

滋賀県議会だより



No.86

編集・発行／滋賀県議会

2月定例会議の概要

滋賀県議会は、2月定例会議を2月16日から3月21日までの34日間の日程で開きました。

2月定例会議では、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」をはじめとする議員提出議案11件と「平成29年度滋賀県一般会計予算」をはじめとする知事提出議案68件が上程されました。これらを審議した結果、意見書案1件を否決したほか、いずれも原案のとおり可決または同意しました。なお、「退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について」は、知事の決定案は適当と認めると答申しました。

各委員会では、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。特に、新年度予算については、委員41人で構成する予算特別委員会(委員長:吉田清一議員、副委員長:井阪尚司議員)が設置され、3日間にわたり質疑を行い、さらに分科会調査を2日間実施した上で、可決しました。

●平成29年度一般会計予算を可決

総額5,343億円の平成29年度一般会計予算を可決しました。

予算は、「新しい豊かさ」の具現化に向けて、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げるプロジェクトを推し進めるため、若者の希望の創造、国内外から人やものを呼び込む新たな価値の創造・発信、だれもが健康で、活躍する社会づくり、琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生の4つの項目に重点が置かれており、各種施策の展開に要する経費などが計上されています。

●北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案等の5件の決議案を可決

弾道ミサイルの発射を強行した北朝鮮に対し、抗議や非難をするとともに、核実験および弾道ミサイルによる更なる挑発行為を行わないよう強く求める決議案2件、滋賀県職員の長時間労働の是正に向けて業務の見直し等の抜本的な対策を早急に求める決議案、財政規律の堅持と透明性の確保の観点から将来の財政収支見通しを早期に示し将来の財政運営への影響と対応について十分な説明責任を果たすよう強く求める決議案、文化財等を適切に保管・展示し、県民の誇りとなる新生美術館の整備に向けて、人員体制や運営方針を早急に示すこと等を強く求める決議案といった合計5件の決議案を可決しました。

2月定例会議における 質疑・質問から

教育政策

問 学校教育施設は、子どもたちの学びの場であり、安心して快適に学べるよう安全性や機能性の確保を図っていくことは不可欠であり、早急な環境整備が求められます。

県立学校で空調設備を整備する方針を打ち出していますが、これから設置される学校と既にPTA等が私費により設置している学校との間で、ランニングコスト等の費用負担を調整する必要があります。

そこで、空調設備の整備方針と全ての県立学校に整備した場合の年間費用の見込みを伺います。

答 県立学校の空調設備は、平成29年度から5年を目途に全ての県立学校の普通教室等に順次、整備することを考えています。

一部の高校について、既にPTA等による空調設備の整備が行われていますが、その光熱水費の負担は平成30年度から公費負担する方向で、リース代は県による整備が全て完了する時点以降の分について公費負担できるように検討していきたいと考えています。

整備費用等については、整備費用に、光熱水費等の維持管理費を合わせると、平年度ベースで年間約7億円程度、1校当たり1千数百万円程度と試算をしています。

特別支援教育

問 発達障害のある子どもが急増し、希望しても教員不足で通級による指導を受けられない児童が1万人にも上るとされており、国は、個々の状況に応じた適切な支援をするための通級による指導を担う教員の定数を拡充することを平成29年度予算案に盛り込みました。

そこで、本県の通級指導教室の現状と課題、待機児童の状況や教員の対応について伺います。

答 本県で通級による指導を受けている児童・生徒数は1,283名で、この10年間で1.8倍となり、教室数は平成19年度の29教室から62教室まで拡充しており、担当教員1人当たりの児童・生徒数は20名程度となっています。

本県では、通級による指導を希望する児童・生徒について、待機状態が生じず幅広く受け入れられるように各市町で対応されているところですが、

一方で、多くの児童・生徒を受け入れることで、1人当たりの指導回数が減ることになり、限られた指導回数の中で個々の障害の状態に応じた指導をどのように行うかが課題となっています。

教員の対応については、平成29年度の国の定数拡充により、通級による指導を担当する教員数を小学校で7名増の60名に、

健康・医療政策

問 平成29年度は、健康、医療等に関する11の計画が改定または策定され、今後の方向性を示す上で、大変重要な年になります。これらの計画では、健康寿命の延伸に重点を置いた上で、地域での現状を的確に把握し、必要な医療等が受けられる安心な体制を目指した環境整備に取り組むべきです。

そこで、本県の健康寿命の現状も含め、これまでの計画を総括して、平成29年度に策定される健康、医療等に関する計画を生かし、どのように健康寿命の延伸を図ろうとしているのか伺います。

答 本県の健康寿命は、男性が平成22年の70.67歳から平成25年の70.95歳と0.28歳伸び、女性が平成22年の72.37歳から平成25年の73.75歳と1.38歳伸びています。

また、成人1人当たりの野菜摂取量の増加等、関連指標の改善傾向が見られ、着実に県民の健康増進が図られていると考えます。

平成29年度の各種の計画策定では、県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現という理念の下で、健やかな人づくり等を目指していきたいと考えています。

そのためには、生涯を通じた予防・健康づくり、安心できる医療・介護の提供体制等の基盤づくりが重要です。

これらの重要な基盤をしっかりと構築できるよう、各分野の計

画相互の関連性を意識しながら、一体的に改定に取り組むことにより、健康寿命の延伸につなげていきます。

琵琶湖の環境保全

問 知事は、提案説明等で、琵琶湖新時代を築いていくことを提唱し、県政を運営していく上でSDGsを1つの拠り所としながら琵琶湖を中心として自然と共生する社会のモデルを創造することを述べています。そこで、SDGsへの参画を行い、琵琶湖新時代という新しい時代をどのように切り開き、自然と共生する滋賀を築いていくのか伺います。

答 琵琶湖新時代は、琵琶湖の保全再生から歩みを進め、とにこだわった取組を多様な主体の参画の下で推進することであり、琵琶湖を世界一魅力的な湖として責任を持って次世代に引き継いでいくことを宣言したものです。

その実現のためには、グローバルな問題を地域の視点から捉えるとともに、地域の問題を世界の視点から捉えるというグローバルの視点を持つことが必要であり、SDGsは、1つの拠り所として重要なものであると考えます。

このSDGsに参画することを通じ、自然と共生する社会のモデルの創造に向けた取組を推進するとともに、琵琶湖を持続可能な滋賀の象徴として、全国に、そして世界に発信し、琵琶湖新時代を共に切り開いていきたいと考えています。

用語解説

- ※1 「通級による指導」 … 通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を行うこと。
※2 「健康寿命」 … 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間。
※3 「SDGs」 … 全ての国連加盟国が2030年を目標年次として取り組む、貧困、飢餓、エネルギー、気候変動等の共通の持続可能な開発目標。

農水産業

問 本県の環境こだわり農業は、環境こだわり農業推進条例、琵琶湖保全再生法、平成31年に目指す世界農業遺産の登録に向けた取組等の中で、重要施策として位置付けられており、琵琶湖と共生する本県ならではの取組です。

全国で環境保全型農業が広がる中で、全国のトップランナーとしてさらに進んだ取組が必要と考えますが、今後、どのように環境こだわり農業に取り組んでいくのか伺います。

答 本県では、全国に先駆けて環境こだわり農業を推進し、その取組は日本一となっており、全国をけん引してきたトップランナーとして、環境こだわり農業の取組をしっかりと守りながら、新たにブランド力強化等を推進していくことが必要と考えます。

このため、来年度から環境こだわり農業の深化プロジェクトを実施し、有機農業等の栽培技術の実証や実践農業者等のニーズ調査を基に検討を進め、深化に向けた取組をスタートさせます。

本県の環境こだわり農業の取組が日本一であることを首都圏情報発信拠点も活用しながら全国に向けて発信し、全国に誇れるブランドとして構築していきたいと考えています。

産業振興

問 インターネット等の情報通信技術の進歩や経済のグローバル化の進展によって、社会環境が大きく変わり、地域と世界との結びつきが強まってい

ます。本県においても、海外展開に向け、海外情報へのアクセスの利便性を向上させるとともに、県内企業等の情報発信や販路開拓の促進を図るため、**ジェトロ**滋賀事務所が開設されようとしています。

そこで、本県の海外展開とどのように連携を図るのか、その連携によりどのような取組を重点的に行うのか伺います。

答 ジェトロ滋賀事務所が設置された場合には、県の各施策、県内のネットワーク・ノウハウ等を生かしながら、ジェトロとの連携を図っていきます。

具体的には、設置が決定され次第、県、ジェトロ、経済団体等で構成される準備会議を設置し、ジェトロの開設後は、海外展開支援を推進する会議を立ち上げて、ジェトロのみならず県内関係者が連携して企業等の海外展開を推進していきます。

一方、ジェトロ滋賀事務所と連携した取組として、例えば、産官学民に蓄積された琵琶湖保全に係る経験、技術、ノウハウ等を生かした水環境ビジネスの推進等に重点的に取り組みたいと考えています。

観光振興

問 本年10月に、東京の日本橋に首都圏情報発信拠点が開設されます。滋賀、琵琶湖、近江といったブランドの位置付けを明確化し、首都圏からの効果的な発信が重要であります。

そこで、滋賀の魅力を継続して広めていくためにも、これまでの取組や検討を運営計画にどのように生かそうとしているの

か、また、どのように滋賀の魅力を発信し、本県を訪れてもらおうとしているのか伺います。



首都圏情報発信拠点の外観イメージ

答 滋賀の魅力を広めるためには、物販や飲食、情報発信を効果的に組み合わせる趣向を凝らし、拠点を核として継続的に発信し、体感してもらうことが重要であると考えます。

このため、拠点では、滋賀の魅力有五感で体感できる演出と拠点の賑わいを創出する企画催事が重要と考えており、運営計画の検討を重ねています。

1階では、地場産品の実演、試飲・試食等による販売等、2階では、発酵と近江牛をテーマとした和食ダイニングを展開することとしています。

年間の運営計画には、一棟借りるの利点を最大限に生かした企画催事を盛り込み、建物全体で滋賀の魅力を発信していきたいと考えています。

こうした発信を通じて、本県に関心を深めていただいた方を誘客するツアールの造成も行う予定であり、発信の成果をしっかりと

りと観光振興に結び付けていきたいと考えています。

県政運営

問 昨年、県の土木事務所で違法な長時間労働が行われていたとして労働基準監督署からは正勧告があり、他の出先機関で労使間の協定の上限を超える長時間労働があったとして人事委員会から改善の指導がありました。

職員の長時間労働という問題は、行政経営として具体的な成果が求められます。今回の長時間労働に至った原因と平成29年度の成果として目指す具体的な目標を伺います。

答 長時間労働の原因としては、取り組むべき県政の課題の多様化、組織的な問題、マネジメントに起因する問題、意識の問題等が存在し、これらにより長時間労働が発生していると認識しています。

今般、働き方改革に向けて、業務の見直しと人員配置の適正化、仕事の効率化、マネジメントの強化と人材育成、働きやすい環境の整備という4本の柱を定め、取組を始めたところです。

今後は、取組の実績を基に、その成果、問題点等の分析を行い、更なる取組を検討、実施していくことにより、滋賀県行政経営方針の実施計画に定めている目標である、1人1か月当たりの時間外勤務時間数を14時間未満とする

ことを達成していきたいと考えています。



用語解説 ※4 「ジェトロ」 … 日本貿易振興機構の略称。国内外のネットワークを最大限活用し、中堅・中小企業等の海外展開の支援等を行っている組織。

2月定例会議で審議した主な議案

議案番号	件 名	結 果
(知事提出)		
議第1号～議第17号	平成29年度滋賀県一般会計予算 ほか16件	可 決
議第18号～議第30号	滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案 ほか12件	可 決
議第31号～議第39号	契約の締結につき議決を求めることについて(愛知川彦根線補助道路整備工事) ほか8件	可 決
議第40号～議第55号	平成28年度滋賀県一般会計補正予算(第6号) ほか15件	可 決
議第56号～議第58号	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案 ほか2件	可 決
議第59号～議第61号	県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて ほか2件	可 決
議第62号～議第64号	平成28年度滋賀県一般会計補正予算(第7号) ほか2件	可 決
議第65号～議第67号	滋賀県教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ほか2件	可 意
諮第1号	退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について	適当と認める

2月定例会議で審議した決議・意見書

番 号	件 名	結 果
決議第1号	北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案	可 決
決議第2号	北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議案	可 決
決議第3号	滋賀県職員の長時間労働の是正に向けて抜本的な対策を早急に求める決議案	可 決
決議第4号	財政規律の堅持と透明性の確保に関する決議案	可 決
決議第5号	新生美術館の整備に関する決議案	可 決
意見書1号	共謀罪を創設する法律案の提出に反対する意見書案	否 決
意見書2号	安全で安心な民泊制度の法制化を求める意見書案	可 決
意見書3号	無料公衆無線LAN環境の整備促進を求める意見書案	可 決
意見書4号	水素ステーションの整備促進を求める意見書案	可 決
意見書5号	漂着ごみの処理推進等を求める意見書案	可 決
意見書6号	指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入等を求める意見書案	可 決

議会からのお知らせ

●滋賀県議会ホームページ、Twitter(ツイッター)

議会ホームページでは、本会議や委員会の開催情報、議会の仕組み、議員の紹介、会議録など、県議会の最新の情報を随時掲載しています。

また、本会議の開始から終了までの模様をライブ中継と録画配信をしています。
(※スマートフォン等でも御覧いただけます。)

[滋賀県議会ホームページ](http://www.shigaken-gikai.jp/)
<http://www.shigaken-gikai.jp/>

議会の開催情報は、
Twitter(ツイッター)でも
発信しています。

[滋賀県議会ツイッター](#)
(アカウント名 @shigakengikai)



●傍聴の御案内

本会議や委員会はいつでも傍聴することができます。ただし、傍聴席には限りがありますので、団体で傍聴される場合は、あらかじめ御連絡ください。また、車椅子用の傍聴スペースは2席分あります。詳細についてはお問い合わせください。

滋賀県議会では、県民の皆さんに議会の活動を一層御理解いただくため、わかりやすい広報紙づくりに努めています。御意見などを下記までお寄せください。

あて先 〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県議会事務局 政策調査課 TEL 077-528-4094 FAX 077-528-4940 Eメール gikai@pref.shiga.lg.jp

この広報紙は502,500部作成し、県内に新聞折込で配布しています。経費(印刷、折込、職員の人件費)は1部当たり6円です。